



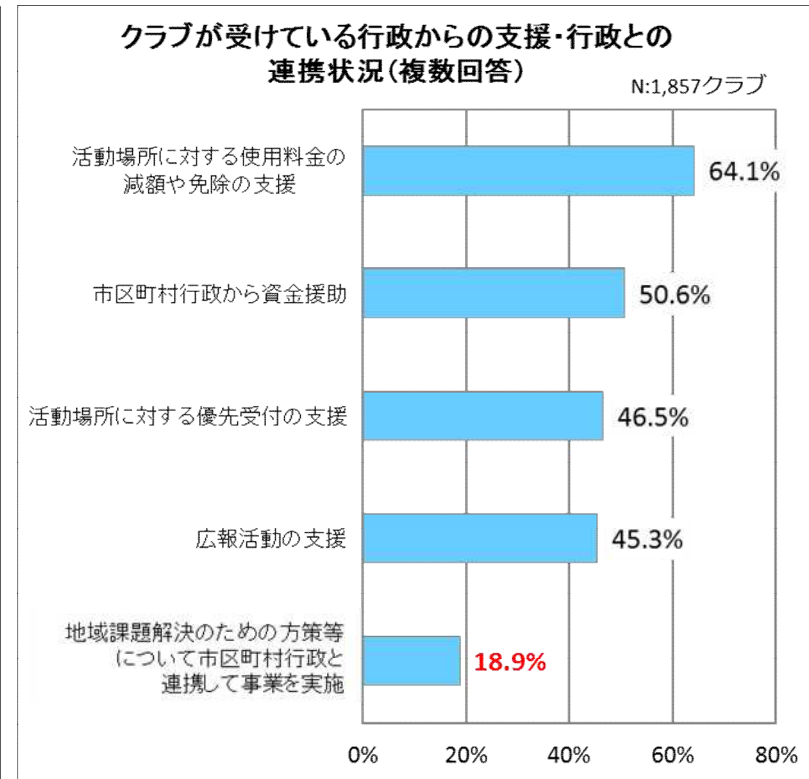
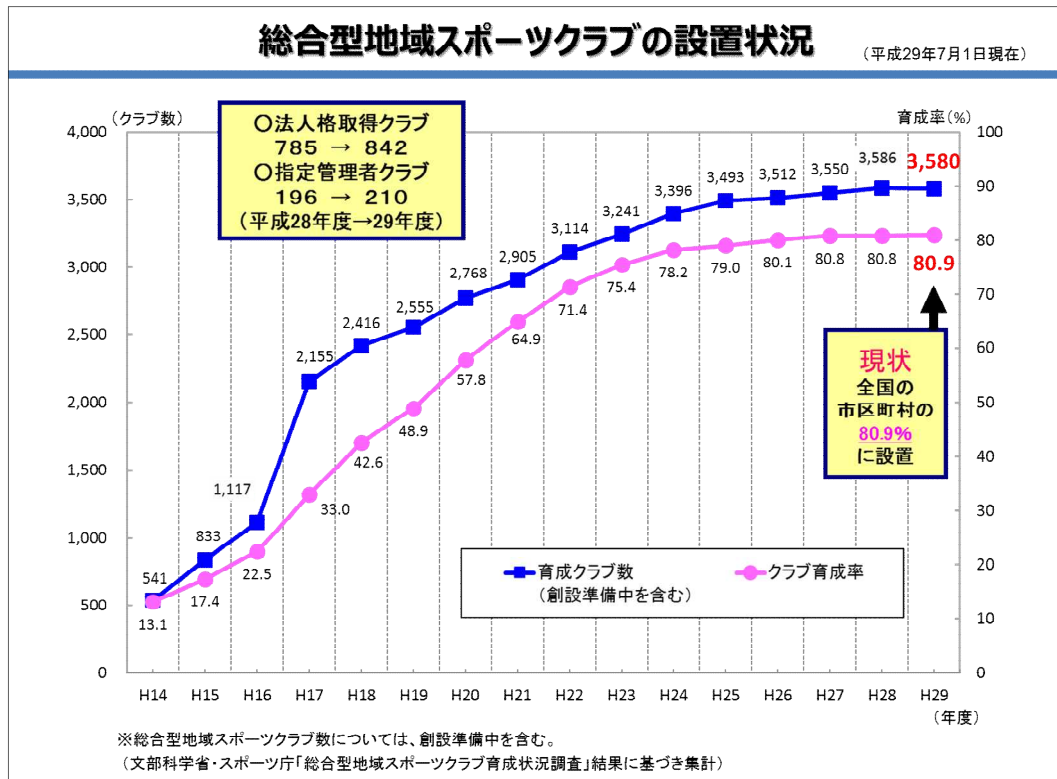
スポーツ庁

総合型地域スポーツクラブにおける 登録・認証制度の整備について

平成30年10月2日
スポーツ庁健康スポーツ課

総合型地域スポーツクラブの現状

- 平成29年7月までに3,580の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が育成され、全市町村の80.9%(1,409市町村)に育成されている。その一方で、近年、創設クラブ数が減少するとともに、廃止・統合等により、総合型クラブのクラブ数や育成されている市町村数の増加のペースは緩やかになってきている。
- 総合型クラブには、地域コミュニティの核として、地域スポーツ環境の充実や、スポーツを通じた地域課題解決などの公益的な取組を通じて、地域住民から求められる役割を果たしていくことも期待されている。しかしながら、地域課題解決のための方策等について市町村行政と連携して事業を実施しているクラブの割合は18.9 %にとどまっているのが現状である。



(出典) スポーツ庁「平成29年度総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」

第2期スポーツ基本計画における記載

第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文科科学大臣決定）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

- 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

②総合型地域スポーツクラブの質的充実

施策 目 標

- 住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。
- このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。

●具体的施策（抜粋）

- 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成27年度現在0→目標47都道府県）

2020年までに総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を導入するため、その枠組みの策定に向けて、調査研究などを踏まえた検討を実施中。その考え方について、御議論いただきたい。

新たな登録・認証制度の必要性と効果

総合型クラブを取り巻く現状

- 「第2期スポーツ基本計画」において、総合型クラブについては、
 - ・クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する
 - ・地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進することとされている。
- しかし、個々のクラブによって活動実態や運営形態、ガバナンス等の状態が様々であることに加え、クラブの活動を全国一体的に把握できる仕組みが存在しない。

総合型クラブにおける活動実態や運営形態、ガバナンス等についての基準を備えた登録・認証制度について、2020年度からの運用を目指して整備していく。

制度がもたらす効果

①総合型クラブへの効果

- ・認知度の向上
→制度の創設により、登録・認証を受けた総合型クラブの一括的な把握が可能となることから、国としても広報活動を強化していく。これに伴い、従来よりも認知度の向上が図られる。
- ・信頼性の向上
→登録・認証という「お墨つき」を得られることにより、公的機関・関係機関等との連携・協力関係を構築していく際、相手方からの信頼を得られやすい。

②地域住民への効果

- ・利便性の向上
→総合型クラブを検索する際、どこにどのような総合型クラブが存在するか、また、それぞれの総合型クラブの強みはどのようなところなのかを把握しやすくなる。
- ・安心感の醸成
→総合型クラブの活動に参加しようと思った際、当該クラブが登録・認証を受けていることにより、参加者にとって安心感が醸成される。

③公的機関・関係機関への効果

- ・利便性の向上（業務の効率化）
→総合型クラブの活動状況を把握し、連携・協力関係を構築しやすくなる。クラブに対する補助事業等を通じた地域課題の解決に向けた取組の促進にも寄与。
- ・安心感の醸成（信用性の基準の一つとして活用）
→連携・協力関係を構築していく際に、登録・認証を受けているという事実が、信用性の基準として活用できる。

新たな登録・認証制度の枠組みの考え方①

平成29年度 総合型地域スポーツクラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究
(委託先：公益財団法人日本体育協会) の調査内容を踏まえて健康スポーツ課により作成

1. 登録・認証の基準

「登録」・「認証」の定義

- 「登録」とは、総合型クラブからの申請に基づき、制度の運用主体が「登録基準」に合致したと判断した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続とする。
- 「認証」とは、当該クラブが登録手続を完了した後に、制度の運用主体があらかじめタイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブを当てはめ、タイプに応じて当該クラブを証する手続とする。

(1) 「登録基準」の在り方

- 「子供から高齢者まで（多世代）」、「様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）」、「初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）」という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ」であること。
- 自主的・自立的に運営されるために必要となる持続可能な運営体制や活動に見合った財源が確保されていること。
- 規約に基づく運営や自己点検・評価に基づく活動計画の作成など、公的機関・組織と連携した公益的な取組を促進するために必要となるガバナンスが確保されていること。
- 以上の要件に加えて、各都道府県において地域の実情に応じた独自の登録基準を加えることや基準の適用範囲を判断できる制度とする。また、全ての要件等が満たされないクラブに対する支援を行うなど、育成・支援をするための基準として運用していく。

(2) 「認証基準」の在り方

- 総合型クラブが地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として定着していくことを目指すため、
 - ・運動・スポーツによる介護予防事業の実施
 - ・放課後児童クラブ・放課後子供教室におけるスポーツ活動の機会の提供
 - ・学校運動部活動において学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備等のそれぞれのタイプ別に、認証の基本的要件を定めるものとする。

2. 制度の運用体制

(1) 運用体制の在り方

- （公財）日本スポーツ協会の組織内組織である「SC全国ネットワーク」には、47都道府県に整備された「総合型クラブ連絡協議会」を通じて加入しているクラブ数が2,758（平成29年8月末時点）となっている。この数は、全国の育成クラブ数の約77%を占める。このことから、新たな登録・認証制度は、（公財）日本スポーツ協会が「SC全国ネットワーク」を基盤として整備することが適切と考えられる。
- （公財）日本スポーツ協会が新たな登録・認証制度の運用主体として機能するためには、「SC全国ネットワーク」における加入基準の統一化や、組織運営に関わる関係者の権利と義務等を明らかにするなど、ガバナンスを確立することが必要と考えられる。
- 都道府県における運用の体制については、「都道府県体育・スポーツ協会」と「都道府県総合型クラブ連絡協議会」を主体とするが、都道府県の実情に応じた運用体制の構築が必要と考えられる。

(2) 登録・認証の手続（審査）方法

- 総合型クラブの申請に基づき都道府県単位で行う。
- 審査の客観性を担保することを目的に、制度の運用主体であるスポーツ団体は、都道府県行政等の第三者を含む会議体を設置し、書類審査及び実地審査等により審査する。

(3) 登録・認証の更新手続（審査）方法

- 更新手続を毎年度行い、その手続については、前項「登録・認証の手続（審査）方法」を準用することが考えられる。
- 更新手続を行うことで、総合型クラブによる自己点検・評価の実施を促進する。また、制度の運用主体であるスポーツ団体は自己点検・評価の実施状況を把握し、分析した上で、第三者評価を含め、総合型クラブが持続可能な活動を行えるようになるための点検・評価の実施体制の在り方を検討する必要がある。